



特別支援教育ほっと通信

令和4年10月
西部教育局

令和5年度使用教科書需要数報告受取審査会（以下「受取審査会」という）で気付いたこと

西部地区の小・中・義務教育学校に在籍する子どもたちが、次年度使用を予定している教科書について、冊数や種類等を確認する上記の会を8月23日（火）に開催しました。その中で、【継続が大切な事例】【見直しが必要な事例】を紹介します。（特別支援学級関係）

【継続が大切な事例】

◎次年度の**教育課程を検討した上で**、教科書が選定されていた。

→長期的な視点で子どもたちの姿をイメージすることにもつながります。

◎各学校において、特別支援学級の子どもたち一人一人の**教科書給与リストが丁寧に作成**されていた。

→**二重給与の防止**につながります。

↳以前に給与した教科書を**再度給与することはできません**。

→**過給与の防止**につながります。

↳**知的障がい特別支援学校の各教科**に替えた教育課程の場合、教科書は**教科ごとに1冊の給与**となります。

→通常学級から特別支援学級に**措置変更した場合**、学びの履歴を明確にするためにも、**1年生まで遡って教科書給与リストが作成されることが望ましい**です。

【参考】令和4年6月ほっと通信
「特別支援学級の教科用図書について」



【見直しが必要な事例】

▲受取審査会の時点で選定された教科書と、翌年の3月末に各学校から鳥取県教科図書販売株式会社（鳥取教販）に納入指示された教科書が違っていた。

子どもの学びの状況によっては、8月時点に想定していた**教育課程を変更し、教科書を再選定**されるケースがあると思います。その場合は、**必ず所管の市町村（学校組合）教育委員会に報告**するとともに、**受取審査会に提出された教科書給与リストも修正**してください。



子どもたち一人一人の実態に応じた**次年度の教育課程の編成及び最終確認**は、担任や特別支援教育主任等が中心となり、**3月末まで**にお願いします。その**教育課程に基づいた教科書の納入指示**をお願いします。